

質問第一九〇号

内閣法第一条と憲法の解釈変更に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

平成二十六年六月二十日

小
西
洋
之

参議院議長 山崎正昭殿

内閣法第一条と憲法の解釈変更に関する質問主意書

一 内閣法第一条第一項及び第二項は、内閣の行う憲法解釈の変更についても適用されると解してよいか。

二 憲法は前文において、「日本国民は、正当に選挙された国会における代表者を通じて行動し、われらとわれらの子孫のために、諸国民との協和による成果と、わが国全土にわたつて自由のもたらす恵沢を確保し、政府の行為によつて再び戦争の惨禍が起ることのないやうにすることを決意し、ここに主権が国民に存することを宣言し、この憲法を確定する。そもそも国政は、国民の厳粛な信託によるものであつて、その権威は国民に由来し、その権力は国民の代表者がこれを行使し、その福利は国民がこれを享受する。これは人類普遍の原理であり、この憲法は、かかる原理に基くものである。われらは、これに反する一切の憲法、法令及び詔勅を排除する。」と定めているところ、これらの文言を含め、前文の規定は内閣法第一条の解釈の指針となるものと解してよいか。

また、この場合、前記の憲法前文の規定は、特に、憲法の定める平和主義との関係で、内閣法第一条第一項に定める「民主権の理念」において、どのような解釈の指針を与えることとなるか。

三 一般論として、国会と内閣の間における長年にわたる議論の積み重ねのある憲法解釈について、これを

変更する場合は、憲法の改正によらなければならないとの政府解釈が定着している場合に、この政府解釈を内閣の閣議決定のみにより変更することは、国民主権の行使である憲法改正手続によらずに行うことを意味するものであるから、「国民主権の理念」にのっとり職権を行使することを定めた内閣法第一条第一項に抵触することとならないか。

四 内閣法第一条第二項は「内閣は、行政権の行使について、全国民を代表する議員からなる国会に対し連帯して責任を負う。」と定めているところ、この「全国民を代表する議員」には野党国会議員も含まれるか。

五 一般論として、国会と内閣の間における長年にわたる議論の積み重ねのある憲法解釈について、それを内閣が変更しようとする際に、事前に国会に対して、解釈変更の案及び平成十六年六月十八日「衆議院議員島聡君提出政府の憲法解釈変更に関する質問に対する答弁書」（内閣衆質第一一四号）にあるような憲法解釈の原則との適合性について提出を行うなどして国会における十分な審議を行うことなく閣議決定のみで解釈の変更を行うことは、「全国民を代表する議員からなる国会」に対して連帯責任を果たしているとはいえず、内閣法第一条第二項に違反するのではないか。

さらに、国民代表機関に対する連帯責任を怠ることは、「国民主権の理念にのつとり（中略）職権を行う。」こととした内閣法第一条第一項にも違反することとなるのではないか。

右質問する。

